

地独評委第4号

令和7年9月5日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 牛 越 博 昭



意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の剰余金のうち中期計画に定める
使途に充てられる額について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条
令第23号）第2条第3号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記
のとおりです。

記

令和7年7月9日付け看大第94号で法人から岐阜県知事に対して法第40条第3項の承
認に係る申請があった、剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額については、承
認することが適当である。